

## PFAS 処理技術の性能に関する試験企業の募集要項

### 1. 背景・目的

ここ数年全国各地において、有機フッ素化合物(PFAS)のうち、PFOS 及び PFOA の暫定目標値超過が判明する地域が続出し、社会的な問題となっている。各務原市においても、市内約半数の世帯に水道水を供給している三井水源地において、暫定目標値超過が確認され、緊急対策を実施した。

現在、国において健康リスクに関するモニタリング調査の強化や、追加物質に関する議論などが進められているなか、PFAS 処理技術に関しては、日進月歩で技術開発が進展している状況である。当該物質を含有する試料水や試験場所を提供し、PFAS 処理技術を開発中の企業の技術向上・情報蓄積を図り、当市の三井水源地の水道施設を活用したさまざまな技術・製品の性能を把握することで、今後の安定的な施設計画に役立てることを目的とする。

### 2. 募集概要

#### (1) 試験内容

水道水の PFAS 処理技術を主とした性能試験であること。他の水質基準等に関する試験を実施する場合は、前述の試験に関係があるものに限ること。

#### (2) 提供項目

##### A) 試料水の提供(短期性能試験)

三井水源地の浄水処理前の原水(地下水)を提供する。

##### B) 試験場所の提供(中期性能試験)

三井水源地の取水井または三井第二水源地の敷地を提供する。

#### (3) 提供量・実施期間

試料水の提供量及び試験の実施期間については、市との協議により決定する。

#### (4) 費用

試験に係る費用は、試験者の負担とする。ただし、試験に用いる、試料水及び敷地の使用に関する費用については免除とする。

#### (5) 募集期間

令和 6 年 3 月 29 日まで

#### 【募集期間・実施期間の目安】

募集期間: 令和 5 年 12 月から令和 6 年 3 月

実施期間: 短期性能試験 令和 5 年 12 月から令和 6 年 4 月(うち 1 か月程度)

中期性能試験 令和 5 年 12 月から令和 6 年 9 月(うち 6 か月程度)

### 3. 応募資格・条件

#### (1) 応募資格

ア. 水道施設の浄水処理技術の取り扱いがあり、目的を理解し、市と連携して実行できる企業等

イ. 次のいずれにも該当しないこと。

- ・ 個人、試験の内容を自らが実施できない企業等、市が試験を行うにふさわしくないと判断した企業等
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当しない者であること。
- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員でないこと。

#### (2) 試験条件

(共通)

ア. 試験者は、事前に市と協議を行い、その後、試験申込書と試験計画書を提出し、市の承諾を得ること。

イ. 試験計画書に変更が生じた場合は、市と事前に協議をし、承諾を得ること。

ウ. 試験の目的以外に使用し、またはその使用する地位を第三者に譲渡し、もしくは転貸しないこと。

エ. 試験に伴う結果は、すべて市と情報を共有し、市のホームページ等で公開する。(公開の範囲については、市と協議のうえ決定とする。)

オ. 試験で行う水質検査は、原則として厚生労働省登録機関が実施すること。

カ. 水道施設敷地内で作業および試験で出入りする者は、腸内細菌検査を事前に実施し、その結果を市に報告すること。

キ. 試料水の処分等は、法令に基づき適切に行うこと。

ク. 次に掲げる事由が生じたときは、市は使用を取り消し、制限または退去させることができること。

- ・ 市において公用もしくは公共用に供するため必要が生じたとき。
- ・ 施設等の管理が良好でないとき。
- ・ その他条件に違反したとき。

ケ. 前号の規定による使用の取消しによって生じた損害については、市は賠償の責任を負わないこと。

(施設管理)

コ. 水道施設敷地内に実験装置等を設置する場合は、事故や火災等の予防に努め、水道施設の運営に支障が出ないようにし、試験装置等の管理は、市と共同で行う。

サ. 敷地の提供期間や面積は、各種制約があるため、市との協議による。

シ. 鉄柵等で制限された区域には、水道事業従事者以外の者を入れないように努めること。

ス. 光熱費等は、市と事前に協議し、費用は試験者の負担とする。

(施設の改造等)

セ. 施設の配管等の改造は、市と事前に協議をし、承諾を得ること。

ソ. 改造に係る費用は、試験者の負担とする。

タ. 改造をする際は、建設業許可(水道施設工事)を有したものが行うこと。

チ. 施設の原状を変更したときは、市が認めるものを除き、使用後これを原状に復旧すること。

4. 試験計画書の内容

- ・ 試験内容(目的、概要、概略図、使用材料、手順、条件、測定項目、実施場所、必要水量など試験内容の全体が分かるもの)
- ・ 組織体制図、緊急連絡先
- ・ スケジュール表(試験開始から結果報告まで)

5. 問い合わせ・応募先

水質改善対策室(〒504-0914 各務原市三井東町 4-32)

TEL:058-216-8010

FAX:058-389-4847

MAIL:[suisitu@city.kakamigahara.lg.jp](mailto:suisitu@city.kakamigahara.lg.jp)